

2020年度 事業計画

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

一般社団法人放送サービス高度化推進協会

<はじめに>

新4K8K衛星放送は2018年12月1日の開始以来、受信機器ラインアップの充実、4K制作番組の増加に加え、ラグビー・ワールドカップ日本大会の盛り上がりや東京オリンピック・パラリンピックへの期待等もあって、2020年1月末の視聴可能機器台数が330万台を突破するなど、着実な伸びを示している。

2015年7月に総務省から公表された「4K・8K推進のためのロードマップ」（第二次中間報告）では、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に『4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる』ことなどを目標」としており、この目標に向けて更なる普及推進が期待されている。

当協会は新4K8K衛星放送の開始以前から同放送の周知広報の中心的存在として期待され、2018年度、2019年度と様々な周知広報施策を実施して来た。こうした努力が関係事業者、関係団体の尽力と相まって、現在の普及状況を生み出したと考える。2020年度にあっても、これまで培った関係者との協力関係を活かし、限られた経営資源の中で最大限の活動を行っていく。

また、当協会は放送サービスの高度化に資する業務の一方、技術規格のメンテナンス、ES、RMP管理等、定款に盛り込まれた放送インフラの安定運用に関連する種々の業務を行ってきた。これらは当協会の基幹的業務であり、今後も安定的・継続的に実施していく。

国の事業に関してはこれまで、「放送サービスの高度化」という当協会の目的に照らしつつ、社会的な要請を踏まえ、関係する団体・会員各位とご相談しながら進めてきたところであるが、2020年度については従来にも増して当協会の役割等に留意し、必要な対応を行っていく。また、国の事業についてはスケジュールや情報管理等での配慮が必要となるが、可能な範囲で関係委員会等に諮りつつ適時適切に対応を行っていく。

なお、2020年6月の定時総会において現在の役員は任期を迎えるが、これらの基本的な考え方に則り、引き続き当協会に期待される社会的役割を着実に果たしていく事が求められる。

<2020年度の事業計画>

(1) 放送サービスの高度化（4K・8K等）／地上・衛星デジタル放送にかかわる技術仕様の検討、検証、評価等

① 【各種デジタル放送運用規定のメンテナンス】

- 高度広帯域衛星デジタル放送（新4K8K衛星放送）が2018年12月1日に開始されてから一年以上経過し、運用規定（ARIB技術資料TR-B39）もその後、2.3版まで更新された。今後も運用規定について、本2.3版をベースに引き続きメンテナンス作業を継続する。
- 地上デジタルテレビジョン放送（2K）およびBS／広帯域CSデジタル放送（2K）運用規定（ARIB技術資料TR-B14およびTR-B15）について、放送事業者及びメーカー各社からの要望等に応じて、メンテナンス作業を継続する。

② 【放送事業者、メーカー等への協力】

- 放送サービスの高度化（新4K8K衛星放送）にかかわる諸課題ならびに地上デジタルテレビジョン放送およびBS／広帯域CSデジタル放送にかかわる諸案件に対応するため、JEITA等関係団体と連携を図り放送事業者、受信機メーカー等に対する技術的協力を継続する。

③ 【地上デジタルテレビジョン放送の高度化にかかわる調査】

- 地上デジタルテレビジョン放送の高度化に関して、高度広帯域衛星デジタル放送（新4K8K衛星放送）が開始されたことを踏まえ、各方面での技術検証や最新動向を把握するため、必要な調査等を行う。
総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会のとりまとめ」では、周波数有効利用の観点から地上放送の高度化の可能性についての4年間の調査検討が計画され、初年度の2019年度、技術試験事務を総務省から受託した。この状況を踏まえ、2年目の技術試験事務を継続して受託するべく、地上放送の高度化に関する技術検討を行う。

④ 【BSデジタル放送への新規参入等について】

- 総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会のとりまとめ」では、衛星放送の未来像として周波数有効利用の観点からBS放送の再編が計画され、2019年、BS2K放送にて、新規参入事業者が3社認定された。この状況を踏まえ、今後、放送開始に向けての具体的な検討作業が進むこととなると思われるが、その動向を注視すると同時に、当協会に期待される役割に照らして必要な対応を行っていく。

(2) 放送サービスの高度化／地上・衛星デジタル放送にかかわる普及、利用促進、周知広報、受信環境整備

① 【放送サービスの高度化の理解および普及促進を目的とした情報の発信】

2018年12月1日の「新4K8K衛星放送」開始以降、認定放送事業者、受信機器メーカー、メディア・報道関係者、家電店、ケーブルテレビ事業者等と連携しながら新4K8K衛星放送に関する周知広報と啓発、普及推進を行ってきた。

2020年度は東京オリンピック・パラリンピックを普及の好機ととらえ、下記のような「視聴拡大につながる広報展開」に注力していく。

- 「新4K8K衛星放送」関連の情報を継続的に発信すべく、適時適切に「記者発表会」等を企画し、メディアの協力を得ながら情報発信を行う。
- 関係諸機関・団体と相互に情報交換しながら視聴者の誤解や混乱を防ぐため家電店店頭やイベント展示等を通じた理解促進と注意喚起を継続して実施する。
- A-PAB ホームページでは、新4K8K衛星放送の魅力とともに「どうしたら見られるのか」、「よくある質問」、「最新情報」などをメーカーとも協力しながら、分かりやすく伝える。またSNSを利用した関連情報の拡散も併せて行う。
さらに視聴方法に関する疑問を平易に解決できるよう「視聴方法かんたんチェック」の利用を推進する。
- 受信設備工事業者と連携し、新4K8K衛星放送が視聴可能な設備の導入または改修を行った集合住宅の居住者へ掲示チラシ等による視聴案内を行う。
- 視聴者の認識、普及への課題、放送に対する評価などを把握するため、市場調査の実施を検討する
- 新4K8K衛星放送コールセンターを運用し、新4K8K衛星放送の受信に関して的確な相談対応を行う他、視聴者のニーズや意見の収集を行い、受信機器普及や周知広報施策へつなげていく。

② 【新4K8K衛星放送の左旋受信環境整備の推進】

- 左旋受信の普及に伴って発生する電波漏洩等についての理解・対応を促進するため、A-PABのホームページやテレビ受信向上委員会のセミナー等を通じて、電気店や電気工事業者に必要な情報を的確に提供していく。また、国の施策に関しては多面的な観点から検討を行い、必要な対応を行っていく。
- 新4K8K衛星放送の左旋の受信設備普及に関して、3.2GHzまで対応したブースターや分配器等の宅内配信機器の普及を図るため、関係者と連携して販売店等への情報提供を行い、正確な情報が視聴者へ伝達されるよう対応する。
- マンション管理会社等からの新4K8K衛星放送の受信方法、改修方法に関する問い合わせに対し丁寧かつ具体的に説明し、必要に応じて現地で説明できるような対応を行う。
- 既設マンションに対し新4K8K衛星放送の普及を図るため、アンテナメーカーと情報交換を密にしつつ、マンション管理業協会等と連携して普及に資する活動を展

開していく。

- 左旋4K8Kの導入方法として、受信設備の全面改修だけでなく、光回線、POF、周波数変換方式など多彩な導入メニューが揃ってきたことから、こうした導入メニューを丁寧に説明する等、4K8K受信の拡大に寄与する。

③ 【地上・衛星の2K放送サービスへの対応】

- 相次ぐ自然災害等によって、ライフラインとしての地上波放送・BS放送（2K）に関する期待、関心が高まっている。災害時、緊急時の有効な情報取得手段としての放送サービスの重要性周知について検討を進める。
- 地上テレビ放送の「放送エリアのめやす」は現在もA-PABホームページへのアクセスがトップであり、これを継続する。
- BS右旋での帯域再編については、動向を注視すると共に、必要な対応について関係会員等と連携して対応する。またBSにおいて2K・4K・8Kが並存していくことについても周知を行っていく。

(3) 新たな放送技術を用いたコンテンツの制作環境の高度化と浸透に向けた業務

【『4K・8K』コンテンツの制作および成果の共有等】

- 4K・8K番組制作の裾野拡大と地域民放局等の制作スキル向上を支援するため、「制作者のためのセミナー」等を開催する。
- 会員社が制作した4K・8K番組情報を、制作者の了解を得て、コンファレンス、展示会、紙媒体、電子媒体などに掲出し、新4K8K衛星放送の活性化に役立てる。また制作における取り組みなどを情報交換する場を設けることで会員社のノウハウ蓄積に寄与する。

(4) BS放送のエンジニアリングストリームの衛星基幹放送業務ならびに地上テレビジョン放送のエンジニアリングサービスの運用および関係事業者等との連絡、調整、契約にかかわる業務

【システムの安定運用継続と低コスト化の追求】

- エンジニアリングサービス（以下、ES）利用約款、ES運用規程およびARIB運用規定に定められたES利用目的に沿った運用を徹底するとともに、特別委員会および業務委託事業者との連携により、信頼性の高いシステム運用を継続する。
- 低コスト運用を継続検討する。

(5) 地上テレビジョン放送番組の著作権保護に関する関係事業者等との連絡、調整、契約にかかわる業務

【現行 RMP に関する円滑・安定的なシステム運用】

- ・地上テレビジョン放送で運用しているコピー制御方式を利用するコンテンツ権利保護（RMP）の業務について円滑・安定的な運用を図る。
- ・放送コンテンツ適正流通推進連絡会の指導の下、動画投稿サイトやインターネットオークションにおける放送コンテンツの違法流通に対して、削除に向けた情報提供業務を行う。
また違法動画アップロード撲滅を啓発する民放連の違法配信撲滅キャンペーンに協力し、放送コンテンツ流通環境の健全化を推進する。
- ・主に地方局を対象に、2020 年度より A-PAB が新たに提供する違法動画削除要請支援サービス「Asset Manager」によって、各社が継続的に違法動画対策を行えるよう支援する。
- ・双方向サービスの安全確保のため、よりセキュアな汎用ルート証明書を各放送事業者が運用するための支援を行う。
- ・RMP をより推進するため、コピー制御お問合せセンターの効率的運用に努め、コンテンツ保護に関する周知等を実施する。

(6) 4K・8K等の技術基盤を用いた、新たな産業・文化の創成への貢献にかかわる業務

① 【新たな技術基盤の利活用促進】

- ・パブリックビューイングやデジタルサイネージ、医療、教育等をはじめとする幅広い応用分野における、4K・8K 等の実証実験等に協力する。

② 【公的実証事業などへの協力、貢献】

- ・総務省等が実施する 4K・8K 等放送サービスの高度化に関連する実証事業に協力し、技術環境の発展やサービスの拡充に貢献する。

(7) 会員向けサービス

【会員向けサービスの一層の充実】

会員サービス推進事務局として、『講演会』と『ホットラインニュース』の2つを軸にさらなる充実を図りながら、継続して推進する。

- 会員の皆さまの関心が高いテーマについて、タイムリーに『講演会』を開催
（目標：年間7回×2講演／回）
- 「A-PABの活動状況報告」と「業界関連注目記事のご紹介」を柱として『ホットラインニュース』を発行（毎週金曜日）

(8) その他、本協会の目的を達成するために必要な業務

- (1)から(7)に掲げる業務のほか、本協会の目的を達成するために必要な業務が生じた場合には、所要の手続きを経て行う。